



芦屋教第 672 号

令和 2 年 1 月 23 日

芦屋市監査委員 山本 彼一郎 様

芦屋市監査委員 福井 美奈子 様

芦屋市教育長 福岡 憲助



定期監査（事務監査）の結果に基づく措置について（通知）

令和 2 年 1 月 15 日付け芦屋監報第 14 号で報告のありました定期監査（事務監査）の結果に基づき、管理部において別紙のとおり措置を講じました。

以上

監査結果報告に対する措置について

【教職員課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 市立学校園校務業務は、芦屋市シルバー人材センターと委託契約しており、これは高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する契約であることから、今後は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する契約として、契約締結前には特定随意契約通知書を、そして契約締結後には特定随意契約結果報告書を契約検査課へ提出するよう改められたい。</p>	<p>(1) 今後、市立学校園校務業務を芦屋市シルバー人材センターと委託契約する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する契約として、契約締結前には特定随意契約通知書を、そして契約締結後には特定随意契約結果報告書を契約検査課へ提出するよう改めます。</p>



芦屋教 学 第 6 2 1 0 号

令 和 2 年 1 月 2 1 日

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎 様

芦屋市監査委員 福 井 美奈子 様

芦屋市教育長 福 岡 憲 助



定期監査（事務監査）の結果に基づく措置について（通知）

令和2年1月15日付け芦屋監報第14号で報告のありました定期監査（事務監査）の結果に基づき、学校教育部において別紙のとおり措置を講じました。

以 上

監査結果報告に対する措置について

【学校教育課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 平成30年度第39回自由研究・教育活動展の経費に係る業務委託などについては、実施決裁中に当該業務委託に係る契約根拠及び業者選定理由が明記されていなかったため、これら事項を明記するよう改められたい。</p>	<p>(1) 実施決裁中に契約根拠及び業者選定理由が明記されていなかった点については、課内で周知徹底し、これらの事項を明記するよう改めます。</p>
<p>(2) 上記、平成30年度第39回自由研究・教育活動展の経費に係る業務委託など、芦屋市契約規則第24条により、契約書及び請書を省略した少額の契約案件で、支払時期が明記された書面のないものが見受けられたが、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第10条に「支払いの時期を書面で明らかにしていない場合は、相手方が支払請求した日から15日以内の日と定めたものとみなす」と規定されていることから注意が必要である。本件については支払請求のあった日から15日を超えて支払われていたが、15日以内に支払うことができない場合は、業務仕様書等、契約の相手方と取り交わすいずれかの書面において支払時期を明記するよう改められたい。</p>	<p>(2) 平成30年度第39回自由研究・教育活動展の経費に係る業務委託など、芦屋市契約規則第24条により、契約書及び請書を省略した少額の契約案件について、業務仕様書等、契約の相手方と取り交わすいずれかの書面において支払時期を明記するよう改めます。</p>
<p>(3) 平成30年度芦屋市中学校総合体育大会の看護師派遣業務について、指示書に「検査完了後、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払う。」とあるが、30日以内に支払われていないので、支払時期を守って支払うよう改められたい。</p>	<p>(3) 指示書に「検査完了後、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払う。」とあるが、30日以内に支払われていないものがあつたという点について、課内で周知徹底し、支払時期を守って支払うよう改めます。</p>



芦教生 第 1 4 0 9 号

令和 2 年 1 月 27 日

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎 様

芦屋市監査委員 福 井 美奈子 様

芦屋市教育長 福岡 憲助



定期監査（事務監査）の結果に基づく措置について（通知）

令和 2 年 1 月 1 5 日付け芦監報第 1 4 号で報告のありました定期監査（事務監査）の結果に基づき、芦屋市教育委員会社会教育部において別紙のとおり措置を講じました。

以 上

監査結果報告に対する措置について

【生涯学習課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 平成30年度芦屋市谷崎潤一郎記念特別講演会にかかる芦屋市広報掲示ポスター貼付・撤去について、芦屋市シルバー人材センターと契約をしており、これは高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する契約であることから、今後は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する契約として、契約締結前には特定随意契約通知書を、そして契約締結後には特定随意契約結果報告書を契約検査課へ提出するよう改められたい。</p>	<p>(1) 平成30年度芦屋市谷崎潤一郎記念特別講演会にかかる芦屋市広報掲示ポスター貼付・撤去など、芦屋市シルバー人材センターと契約をする場合について、今後は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する契約として、契約締結前には特定随意契約通知書を、そして契約締結後には特定随意契約結果報告書を契約検査課へ提出するよう改めます。</p>

監査結果報告に対する措置について

【青少年育成課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 市立浜風小学校備品等運搬業務委託などについて、実施決裁中に当該業務委託に係る契約根拠及び業者選定理由が明記されていないため、これら事項を明記するよう改められたい。</p>	<p>(1) 契約根拠及び業者選定理由については、明記するよう改めてまいります。</p>
<p>(2) 市立浜風小学校備品等運搬業務委託などについて、芦屋市契約規則第24条により、契約書及び請書が省略されており支払時期が明記された書面がないが、この場合、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第10条に「支払いの時期を書面で明らかにしていない場合は、相手方が支払請求した日から15日以内の日と定めたものとみなす」と規定されていることから注意が必要である。本件については支払請求のあった日から15日を超えて支払われていたが、15日以内に支払うことができない場合は、業務仕様書等、契約の相手方と取り交わすいずれかの書面において支払時期を明記するよう改められたい。</p>	<p>(2) 契約書及び請書が省略され、支払時期が明記されていない場合における支払い事務については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第10条に基づき支払い事務を行ってまいります。支払うことができない場合は、書面に明記してまいります。</p>
<p>(3) 平成30年度芦屋市留守家庭児童会事業委託業務などにおいて、地方自治法施行令第163条に基づく前金払いがなされているが、その旨が実施決裁に明記されていない。前金払いは対価支払い原則の特例として規定されていることから、これを明記するよう改められたい。</p>	<p>(3) 前金払いの生じる契約については、実施決裁に明記してまいります。</p>

監査結果報告に対する措置について

【愛護センター】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 芦屋市子ども・若者計画策定に係るアンケート業務委託において、契約書第10条第1項にある業務完了報告書の提出を受けずに業務委託料が支払われていた。契約書では、委託者は業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に検査を行い、この検査に合格したときに受託者は委託者に対して支払を請求するとあることから、今後は、業務完了報告書の提出を受けた後に完了検査を行い、業務委託料を支払うよう改められたい。</p>	<p>(1) 業務委託については契約書に基づいて業務の完了と同時に業務完了報告書の提出を受けます。すみやかに期日内に目的物の検査を行います。支出負担における手続は実態と齟齬がないよう注意を払い、誤解を招くことがないように努めます。今後十分注意し、適正処理ができるよう点検体制を徹底します。</p>